

東日本大震災及び熊本地震による被災者に係る 船員保険の一部負担金等の免除措置について

○東日本大震災への対応

東日本大震災による被害を受けた方について、以下の区分に応じて、平成 29 年 3 月以降も「医療機関での窓口負担（一部負担金等）の免除」措置を延長することとしました。

なお、船員保険では、12 名の対象者に該当する区分に応じた新たな有効期限の免除証明書を、2 月末に送付いたしました。

対象区分	有効期限
平成 28 年度に居住制限区域、避難指示解除準備区域の指定が解除された（※1）区域の上位所得層（※2）に該当する方	平成 29 年 9 月 30 日
平成 28 年度までに帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域が解除されない区域の方	平成 30 年 2 月 28 日
次の区域等の方であって、上位所得層（※2）に該当しない方 ・ 旧緊急時避難準備区域の方 ・ 特定避難勧奨地点の指定を受けていた方 ・ 平成 27 年度までに居住制限区域、避難指示解除準備区域の指定が解除された区域の方	

（※1） 平成 29 年 3 月 31 日に居住制限区域、避難指示解除準備区域の指定が解除される区域を含む。

（※2） 上位所得層とは、標準報酬月額が 53 万円以上の被保険者。

○熊本地震への対応

熊本地震による住宅の全半壊などの被害を受けた方について、「医療機関での窓口負担（一部負担金等）の免除」措置を平成 29 年 9 月 30 日まで延長することとしました。

なお、船員保険では、26 名の対象者に新たな有効期限の免除証明書を、2 月末に送付いたしました。

対象	有効期限
熊本地震による住宅の全半壊などの被害を受けた方	平成 29 年 9 月 30 日